

パソコンの不正信号送信による国際通話料金不払いと

電子計算機使用詐欺罪の成否

(KDD事件Ⅱ東京地判平成七年二月二三日 判例時報一五二一九号一五八頁)

奥村正雄

【事案の概要】 被告人Xは、一九九三年一月一九日から一九九四年三月四日までの三ヶ月あまりの間に前後四四

回にわたり、自己の利用する電話回線から国際電信電話株式会社（以下、KDDと略称する。）の電話交換システムに対し、利用する意思がないのに料金着信払い等の通話サービス（以下、IODCサービスと略称する。）の番号を送り出して不正の指令を与え、KDDの電話交換システムをしてIODCサービス利用の申込みがなされたものと認識させて、本件電話回線とIODCサービス利用の申込みがなされたものと認識させて、本件電話回線とIODCサービス利用の申込みがなされたものと認識させて、本件電話回線とIODCサービス利用の申込みがなされたものと認識させて、本件電話回線とIODCサービス利用の申込みがなされたものと認識させて、「ブルーボックス」と呼ばれるコンピュータソフト
地国（スペイン、グアム）の電話交換システムを接続させたうえ、

トを使用して作出した不正信号を同回線によりI O D C対地国の電話交換システムに送り出し、当該電話交換システムをしてI O D Cサービスの申込みを取り消させた。その上で、Xは、I O D C対地国を中継国としてドイツ連邦共和国等（以下、着信国と略称する。）の発信人との間に電話回線を接続させるとともに、I O D C対地国の電話交換システムからK D Dの電話交換システムをしてK D Dの電話交換システムに対して送信されるI O D Cサービスの申込みが取り消されたことを確認する旨の信号の送信を妨害してK D Dの電話交換システムにI O D Cサービスの申込みによる回線使用が継続しているものと誤信させて、K D Dにおいても外国の電気通信事業者においても自らが課金すべき通話であることを認識できない状態にさせた上で、I O D C対地国を中継国として着信国の着信人との間で国際通話を行い、もって、K D Dの電話料金課金システムに対して、当該国際通話がI O D Cサービス利用の通話である旨の虚偽の通話情報を伝送させ、これに基づき電話料金課金システムにその旨の不実のファイルを作成させて国際通話料金相当額の合計約三十七万円の支払いを免れた。

この事実につき、Xは、刑法二四六条の二の電子計算機使用詐欺罪に当たるとして起訴された。これに対して、弁護人は、以下の四点をあげて同罪に当たらないと主張した。

① 本件通話はK D Dが通話料金の課金を行うべき通話に該当しないから、K D Dの電話料金システムに本件通話につきI O D Cサービスを利用した非課金の通話とする旨のファイルを作成させたとしても、不実のファイルを作成したことになる。

② 本件電話回線の契約者は被告人の妻であるから、通話料金の請求を免れたのは妻であり、Xが不法の利益を得

たとはいえない。

③ 本件通話はすべてKDDによりモニターされており、被告人が通話料金の支払いを免れたのはKDDが被告人の不正行為に気づきながらあえて通話料金を請求しなかったためであるから、本件行為と被告人が得たとされる不法の利益との間には因果関係がない。

④ 本件の不法の利益額は、発信国である日本と着信国との間の通話料金を基礎に算出されるべきである。

【判旨】 本判決は、弁護人の主張した争点につき以下のように判断する形でその主張を退け、Xに対して懲役一年六月、執行猶予三年を言い渡した。

①に対する判断 国際電話サービス利用の国際ルールによれば、自動通話は発信国の電気通信事業者が課金データを作成して発信人に電話料金の請求を行い、非自動通話は交換手が通話時間の計測の開始等、課金データの作成に必要な処理、捜査に当たることから、交換手の属する電気通信事業者が原則として課金データを作成するものとされている。被告人は、当初、交換手を介する通話であるIODCサービスを利用する旨の信号を送信しているものの、結局、交換手の何の関与もなしに、本件電話回線を着信人に接続させており、交換手に、支払方法の確認や通話時間の計測等の課金に関する処理を行う機会を与えていない。また、IODCサービスを利用する旨の信号は、単に本件電話回線をIODC対地国の電話交換システムに接続させることのみを目的とするものである。本件通話は、全体として見て、IODCサービスを利用した通話と見ることは到底できず、本来KDDが通話料金を課金すべき自動通話

であったと解することが相当である。

②に対する判断 被告人は、実際に、国際電話サービスを利用することによって、通話料に相当する利益を得ている者であり、通話料金相当額を最終的に負担すべき立場にあるといえるが、本件不正通話によってKDDの電話料金課金システムに不実のファイルを作成させることで、事実上、何人からも、通話料金相当額の支払いを請求されないうようにしたのであるから、本件においては、被告人自身が財産上不法の利益を得たといえる。

③に対する判断 通話料金は、電話料金課金システムのファイル上に記録された情報に基づいて機械的に大量一括処理により請求されるものであり、不正通話を解析する等の理由から、不正通話がモニターされていたとしても、通話料金請求システムに影響を与えるものではなく、かかる性質を有するシステム上に不実の電磁的記録を作成させている以上、その不正利得と被告人の行為との間の因果関係に欠けるところはない。

④に対する判断 被告人が、日本からI O D C対地国までの電話回線を利用することを自ら望み、実際にその回線を利用することで利益を得ていることからすれば、被告人が、少なくともI O D C対地国と日本との間の自動通話による国際通話料金に相当する額の利益を得ていることは明白である。

【研究】 本判決は、昭和六二年の刑法改正により新設された刑法二四六条の二の電子計算機使用詐欺罪についてその成否が争点となった事例であるが、後述するような金融機関のオンラインシステムの端末機に虚偽の入金情報等を入力して不法の利益を得るといふ積極利得型の典型的事例とは異なり、国際電信電話会社の回線に通話料金が計算さ

れないようにパソコンで不正信号を送り国際通話を行ってその通話料金の支払いを免れたという債務免脱型の事例につき同罪の成立を認めたもので、下級審判例ながら、この形態の最初の判例として注目される。

1 電子計算機使用詐欺罪の行為類型

一 刑法二四六条の二の罪は、コンピュータの普及に伴い、金融取引等において人の判断を媒介とせず、電磁的記録に基づき自動的に処理されるようになった事務処理を悪用して、虚偽の情報または不正の指令を与えて財産権の得喪・変更に係る不実の電磁的記録を作り、またはその記録を人の事務処理の用に供して、財産上不法の利益を得る行為に対処するために新設された。本条は、刑法二四六条二項の詐欺利得罪における詐欺・錯誤の要件を不要とすることにより、「機械は錯誤に陥らない」として従来同罪で捕捉できなかった行為類型を捕捉するものであり、基本的に同罪の補充類型の性質を有している。本件は、XがI O D Cサービス利用の申込を行ったものの、中継国の電話交換システムをとおして直接に電話回線を着信人に接続させており、支払方法や通話時間などの課金に関する処理について交換手を介さず行っている点で人に対する欺罔行為がないため、二四六条の罪ではなく、二四六条の二の罪が問題となる事例である。

二 電子計算機使用詐欺罪の行為類型は、前段と後段に分かれる。前段は、コンピュータに「虚偽の情報」または「不正の指令」を与えて「財産権の得喪若しくは変更に係る不実の電磁的記録」を作成して、これにより自己または第三者に財産上の利益を得させる行為であり、C Dカードの不正利用による預金の付け替えや架空の入金データの入

力などがある。後段は、「財産権の得喪若しくは変更に係る虚偽の電磁的記録を人の事務処理の用に供して」自己または第三者に財産上の利益を得させる行為であり、内容虚偽の銀行の元帳ファイルを作成し正規のものと取り替えて口座残高を変更させる行為のほか、内容虚偽のプリペイドカードやICカードを作成・使用して不法にサービスの提供を受け代金の支払いを免れる行為などがあるが、裁判例はまだ出ていない。

本件は、前段の行為に係る事例である。ところで、前段の行為は、積極利得型と債務免脱型の二種類に分かれる。⁽¹⁾積極利得型の行為とは、東京高判平成五年六月二十九日⁽²⁾の事案のような架空の入金データの入力などであり、事実上反するデータの入力「虚偽の情報」であり、与えるべきではないデータの入力またはプログラムの改変が「不正の指令」に当たり、その結果改変された顧客元帳ファイル上の口座残高記録が「不実の電磁的記録」であり、そのことにより事実上預金を自由に処分できるようになったことが「財産上不法の利益」に当たる。債務免脱型の行為は、架空の弁済データの入力や課金ファイルの改ざん、あるいは借入金データの消去などであり、「虚偽の情報」または「不正の指令」を与えて、その結果改変されたファイルのデータが「不実の電磁的記録」となり、そのことにより債務を免脱できたことが「財産上不法の利益」に当たる。本件は、KDDおよび外国の電話交換システムに対して不正の信号を送り出し、その結果KDDおよび外国の電気通信事業者が自ら課金すべき通話であることを認識できないようにした事例であるから、債務免脱型の行為類型に当たる。本件の検討に入る前に、二四六条の二の前段につき、従来⁽¹⁾の判例の態度を見ておこう。

2 積極利得型の電子計算機使用詐欺罪

積極利得型については、従来、そのほとんどが金融機関の内部犯行によるものであった。本罪の成否が問題となつた下級審判例が幾つか出ている。大阪地判昭和六三年一〇月七日は、銀行の預金・為替業務担当の女子行員が、自己の勤務する銀行の貸金庫に保管中の顧客甲の預金通帳等を利用して、甲名義の普通預金通帳を新たに作成し、同銀行のオンラインシステムの端末機を不正に操作して、甲の口座から自己の口座および第三者の口座に振替入金があったように入力し、元帳ファイルに記録されている自己の口座の預金残高を書き換え、合計七〇万円相当の不法の利益を得た事案につき、振替入金の実情がないのに振替入金があったとする「虚偽の情報」を与えたと認定した。次に、東京地裁八王子支判平成二年四月二三日は、信用係であった女子職員が、親密な関係にあった甲と共謀して、オンラインシステムの端末機を不正に操作し、振込依頼の事実がないのに電子計算機に接続されている記憶装置の磁気ディスクに記憶されている預金口座の残高を書き換える方法で、甲の開設した預金口座に合計九億七〇〇〇万円の入金処理を行った事案につき、甲の預金口座に振込みがあったとする「虚偽の情報」を与えたと判断した。また、信用金庫の支店長である甲が自らの債務弁済等のため、部下に命じて第三者と自己の口座に振込入金があったとする電子計算機処理を行わせた事案につき、東京地判平成四年一〇月三〇日⁽⁵⁾が支店の業務として行われた権限の濫用行為であると認定して商法上の特別背任罪（商法四八六条一項）の成立を認めたのに対して、その控訴審である前掲東京高判平成五年六月二九日は、信用金庫の支店長は特別背任罪の犯罪主体にはなりえないとするともに、経済的・資金的実体を伴わない架空の入金情報は「虚偽の情報」に当たると判断して、電子計算機使用詐欺罪の成立を認めた。さ

らに、名古屋地判平成九年一月一〇日⁽⁶⁾は、甲、乙が他の者と共謀して、銀行のパソコンサービス（アンサー利用型）の都度指定方式による振込サービスを利用して財産上不法の利益を得ようと企て、電話回線に接続したパソコンを操作し、NTTデータ通信の提供する銀行アンサーシステムを介して、銀行の預金・為替業務のオンライン事務処理に使用されている電子計算機に対し、実際には振込送金の事実がないのにA口座からB口座に払込送金があったとする「虚偽の情報」を与えた事案につき、本件犯行は都度指定方式による金融サービスの安全性の低下を招いたなどとして、本罪の成立を認めた。

このように、金融機関のオンラインシステムを利用する形態の事例に電子計算機使用詐欺罪が適用されてきた。一方、岡山地判平成四年八月四日⁽⁷⁾では、いわゆるダイヤルQ2に関する情報の不正取得について本罪の成否が問題となった。裁判所は、変造テレフォンカードを、NTTが情報料回収代行サービスを行っているダイヤルQ2の各番組ごとの通話度数および情報料の算出の基礎となる情報料度数の事務処理に使用される電子計算機に対し、それらのテレフォンカードからNTTへ即座に支払われた旨の「虚偽の情報」を与え、NTTが代行して回収したダイヤルQ2の情報料を記録した銀行振込別フロッピーディスクを作成させ、もって財産権の得喪・変更に係る「不実の電磁的記録」を作らせ、財産上不法の利益を得ようとしたものの、これに失敗した事案につき、本罪の未遂の成立を認めている。

以上のように、従来の判例は、積極利得型の事案について、人が介在せず二項詐欺罪や窃盗罪で対処し得ない場合に、二四六条の二の罪の成立を積極に解する態度をとっている。

3 債務免脱型の電子計算機使用詐欺罪

一 電子計算機使用詐欺罪の構成要件では、第一に、「虚偽の情報」ないし「不正の指令」を与えて「不実の電磁的記録」を作出することが必要であり、第二に、これにより事実上当該財産権の得喪・変更を生じさせ、財産上不法の利益を得ることが要求される。債務免脱型の本罪の場合は、第一と第二の要件を満たして債務を免れることが必要となる。本件では、被告人が、電話交換システムに対する不正信号を送り出し、電気通信事業者が自ら課金すべき通話であることを認識できないようにしたことが「不正の指令」を与えたといえるか、KDDの電子計算機内の電話料金課金システムにI O D Cサービス利用の通話である旨の虚偽の通話情報を伝送させ、料金着払いシステムにその旨のファイルを作出させたことが「不実の電磁的記録」に当たるか、さらに「不正の指令」を与え、「不実の電磁的記録」を作出することにより通話料金の支払いを免れ「財産上不法の利益」を得たといえるかが問題となる。

二 刑法二四六条の二にいう「不正の指令」に当たるかが問題となった事例は数少ないが、従来の下級審判例には、被告人が他人の電話回線の配電盤に電話機様の器具を接続し、その者のID番号とパスワードを利用して自己が開設したダイヤルQ2の番組に電話をかけてNTTからその情報料金を自己の口座に振り込ませた行為が本条の「不正の指令」に当たるとされた事例として、水戸地裁土浦支判平成五年五月二七日⁽⁸⁾がある。この判決については、契約者のID番号とパスワードによる利用である以上は契約者による利用であるから「虚偽の情報」に当たらないとする批判⁽⁹⁾がある。その根拠は、行為者は不法の利益を得ているが、NTTの課金ファイルに作出されている記録は契約者のID番号の客観的な使用度数そのものを記録しているものであるから、「不実の電磁的記録」が作出されたとはいえない

いのではないかという点にある。

これに対して、そうだとすると、拾得したCDカードによる預金の付け替えも、それが契約者のCDカードと暗証番号を利用して行われている以上は本条の罪に当たらないことになるのではないかという疑問があるとする反論⁽¹⁰⁾が加えられている。たしかに、たとえば、拾得したテレホンカードを利用して電話をかけたような場合、カードの残度数が減少するが、それは不法の利益の結果に過ぎないといえるのであり、「不実の電磁的記録」を作出して「財産上不法の利益」を得たとはいえないから、本条の罪に当たらない。拾得したCDカードの事例の場合、行為者は、不法領得の意思で契約者である当該他人のCDカードと暗証番号を利用してATM機でその者の預金口座から自己の預金口座に振込みを行うことになるが、CDカード自体に改変を加えておらず、CDカードと暗証番号がその他人のものであるかぎりには、「虚偽の情報」を与えているとは言えないようにみえる。しかし、行為者は、不正な振替操作により本来行うはずのない当該他人が利用したものとして元帳ファイルに記録されている自己の口座の預金残高を増加させ、当該他人の預金残高を減少させているのであるから、「虚偽の情報」を与えたと言い得るのであり、これにより改変された元帳ファイルの預金口座残高記録が「不実の電磁的記録」の作出といえよう。一方、ダイヤルQ2に関する前掲水戸地裁土浦支部判決の事例についてみると、サービスの仕組は、NTTの課金ファイルに通話度数に応じてコンピュータにより換算された情報料金が記録され、それから手数料を差し引いた料金が銀行口座に振り込まれるというものである。行為者が不法領得の意思で、NTTの課金システムを道具として課金ファイルに自動的に記録された情報料金から手数料を差し引いた残額の情報料金を自己の銀行口座宛てに振り込ませるように、他人のID番号と

パスワードを不正に利用して、その他人が利用したようにしてダイヤルQ2サービスを利用する旨の番号を送出することが「不正の指令」に当たり、その結果、銀行元帳ファイルに情報料金が記録されたことが「不実の電磁的記録」の作出に当たるといえるのではないかと考えられる。

本件の場合、弁護人は、本件通話はKDDが通話料金の課金を行うべき通話ではないと主張した。仮にそうだとすると、Xの不正信号の送出はKDDの電子計算機内の電話料金課金システムに「不正の指令」を与えることにはならない。この点について、本判決は、国際電話サービスの仕組みを説明して、KDDの課金システムへ「不正の指令」が与えられたと判断した。すなわち、国際電話サービスには発信国の電気通信事業者が課金データを作成し発信人に電話料金の請求を行う「自動通話」と、交換手を通して通話時間の計測、課金データの作成処理を行わせる「非自動通話」があるが、Xは、当初、非自動通話を利用する旨の信号を送出したものの、結局、交換手の関与なく電話回線をIODC対地国の電話交換システムに接続させることのみを目的としているから、本来KDDが通話料金を課金すべき自動通話であったと認定した。国際ルールに従えば、自動通話にあっては発信国のKDDに電話料金の課金および請求の権限があるから、XがKDDおよびIODC対地国の電話交換システムに不正信号を送出し、KDDおよび対地国の電気通信事業者も課金すべき通話であると認識させないようにしたのは、KDDの課金ファイルに「不正の指令」を与えたといえる。

三 次に、「不実の電磁的記録」の作出があったかが問題となるが、弁護人は、Xの通話はKDDが課金すべき自動通話ではないから、本件通話をIODC利用の非課金の通話とする旨のファイルを作成させても不実のファイルを

作出させたことにはならないと主張する。しかし、上述したように、本件通話は国際ルールに従いKDDが課金すべき自動通話であるとするので、そうである以上は、弁護人の主張の前提が崩れることになる。それゆえ、Xは、KDの電子計算機内の電話料金課金システムに、Xの通話が料金着信人払いである旨の「不実の電磁的記録」を作出したといえよう。

四 「財産上不法の利益」を得たかどうかという点について、弁護人は、本件電話回線の契約者はXの妻であるから、通話料金の請求を免れたのは妻であり、X自身は財産上不法の利益は得ていないと主張した。この点につき、本判決は、Xが国際電話サービスを利用することにより通話料金に相当する利益を得ている者であって、通話料相当額を最終的に負担すべき立場にあり、Xは不実のファイルを作出させることで電話料金の支払請求を免れているのであるから、「財産上不法の利益」を得たと判断した。

これに対し、本件では不実の電磁的記録の作出と直接的関連性のある財産取得は国際通話サービスの取得といえるのであり、通話料金は国際通話サービスの代金として換算された債務であるといえるから、Xは当該通話サービスの不法取得後に生じた債務である料金を事実上免れたことになる。この点について、神山教授は、本判決はコンピュータの不正操作による通話サービスを対象とせず、通話料金のみを捉えてコンピュータ詐欺罪を適用したのは疑問であるとする批判⁽¹¹⁾を加えておられる。たしかに、本件では財産取得は国際通話サービスの取得である。しかし、通話サービスは電気通信事業の内容であり、また論者が指摘されるように、通話料金は国際通話サービスの代金として換算された債務であるといえるから、通話サービスそれ自体ではなくサービスの対価の支払いを免れることが「財産

上不法の利益」であると考えられる。

五 本件において、KDDが通話をモニターしており、Xの不正行為に気づいていた点について、弁護人は、それでもあえてKDDは通話料金を請求しなかったのであるから、Xの本件行為と不法の利益との間に因果関係はないと主張した。この点につき、本判決は、モニターは通話料金請求システムに影響せず、そのシステムに不実の電磁的記録を作出させている以上は、その不法利得と被告人の行為との間に因果関係が認められるとした。前田教授は、本判決がKDDの不正通話の認識があっても本罪の既遂を認めた点について、従来の財産上の利益の考え方からいえば、預金残高が増加するだけでは未だ利益を取得したとはいえないが、電子計算機使用詐欺罪は電子計算機システムの特殊性を考慮し、利益概念を若干広げたといえる⁽¹²⁾と指摘されている。もつとも、課金ファイルに記録される情報が機械的に通話料金請求の基礎となり、⁽¹³⁾本件行為は不正通話により通話料金課金システムに不実のファイルを作成させることで事実上通話相当額の支払いを請求されないようにしたものであって、「不実の電磁的記録」の作出した時点で通話料金の請求は自動的になされなことを意味するので、その時点で既遂に達しており、モニターの有無は因果性に影響しないと考えられる。

4 おわりに

本判決に対する評釈は、現在のところ四件あり、そのうち肯定的な立場が三件、批判的なのが一件ある。肯定的な立場は、当該課金ファイルに記録された課金情報が機械的にそのまま料金請求の基礎となるのであり、不正通話によ

り通話料金課金システムに不実のファイルを作成させることで事実上通話料相当額の支払いを請求されないようにしたのであるから不法の利益を得たといえる⁽¹⁴⁾と解する。これに対して、批判的なものとしては、神山教授が、既述の批判に加え、そもそも電話の不正使用の類をコンピュータ詐欺罪で捕捉すること自体が根本的に問題であるとされ、電話システムを濫用して事実上行為者に課金できないような形で通話すること自体は電気通信事業者の提供する通話サービスを直接的に不法取得するものであり詐欺罪は問題とならないが、コンピュータ濫用以外の不正操作で通話サービスを受ける場合は二項詐欺罪が成立しないのに、コンピュータ濫用の場合だけはコンピュータ詐欺罪が成立するという法的状態は問題であると批判される⁽¹⁵⁾。たしかに、たとえば、偽貨を使用した電話の不正利用は詐欺に当たらず従来処罰されてこなかった。しかし、たとえば、他人の預金口座から不正な振替操作などによって銀行の元帳ファイルにある自己の預金残高を増加させた中から善意の第三者に振り替えた行為のように窃盗罪が成立せず詐欺罪も成立しない場合に、処罰の間隙を埋めるために、電子計算機使用詐欺罪の適用が予定されている。それゆえ、林教授が指摘されるように⁽¹⁶⁾、電子計算機使用詐欺罪は、二項詐欺罪の補充類型の性格だけではなく、利益窃盗の一定の場合を類型化する性格も有していると解することができるので、本件のような電話機の不正使用が本罪の適用対象となる法的状態に格別の問題はないと思われる。ただ、二四六条の二の規定が登場したことにより、偽貨を使用した電話機の不正利用などの処罰が可能となったことは事実であること、さらに単純横領罪や背任罪と比較して科刑の上限が二倍重い罪であることから、刑の不均衡が生じないように、二四六条の二の適用には慎重である必要がある。

ともあれ、本判決は、先例のない債務免脱型の事件につき電子計算機使用詐欺罪の成立を積極に解した事例判決と

して意義があるが、今後、同類型の事案に関する上級審の判断がまたれる。

- (1) 西田典之『刑法各論』（弘文堂、一九九九年）二〇〇頁以下、神山敏雄『新版日本の経済犯罪』（日本評論社、二〇〇一年）二二八頁以下参照。
- (2) 高刑集四六卷二号一八九頁（神田信用金庫事件）。本件の評釈として、上寫一高「電子計算機使用詐欺罪の成否」ジュリスト一〇三六号（一九九三年）一〇五頁、前田雅英「電子計算機使用詐欺罪」警察学論集四六卷一〇号（一九九三年）二二二頁、西田典之「電子計算機使用詐欺罪が認められた事例」判例評論四三三三三号七四頁、同「金融機関のオンラインシステムによる不正利用と電子計算機使用詐欺罪の成立」旬刊金融法務事情一四〇八号（一九九五年）六頁、林陽一「オンライン端末機操作による架空振込と電子計算機使用詐欺罪の成立」旬刊金融法務事情一四二八号（一九九五年）七六頁、奥村正雄「オンラインシステム端末機への虚偽情報入力行為と電子計算機使用詐欺罪の成否」佐々木史朗編『判例経済刑法体系第三卷』（日本評論社、二〇〇〇年）三七七頁。
- (3) 判例時報一二九五号一五一頁（第一勧銀事件）。
- (4) 判例時報一三五五号一五八頁（青梅信用金庫事件）。
- (5) 前注(2)に掲載の文献参照。
- (6) 判例時報一六二七号一五八頁（東海銀行事件）。本判決の評釈として、日高義博「電子計算機使用詐欺罪の成立を認めた事例」判例評論四八一号五七頁、前田雅英「電子計算機使用詐欺罪」同『最新重要判例二五〇刑法第三版』（弘文堂、二〇〇〇年）一八三頁。
- (7) 判例集不登載（神山敏雄「コンピュータと財産犯」阿部純二ほか編『刑法基本講座第五卷財産犯』（法学書院、一九九三年）五五頁、同・前掲注(1)二三六頁参照）。
- (8) 判例集不登載（大森良明「不正通話によるダイヤルQ2情報料領得と電子計算機使用詐欺罪の成否」警察公論四八卷一〇号（一九九三年）八五頁参照）。
- (9) 的場純男「電子計算機使用詐欺罪」米澤慶治編『刑法等一部改正法の解説』（立花書房、一九八八年）一一九頁。

パソコンの不正信号送信による国際通話料金不払い

同志社法学 五三卷三号 三九一（二一六三）

パソコンの不正信号送信による国際通話料金不払い

同志社法学 五三卷三三号

三九二（一一六四）

(10) 西田・前掲注(1)二〇三頁。

(11) 神山敏雄「国際通話料金の不正免脱と電子計算機使用詐欺罪」平成七年度重要判例解説（一九九六年）一四〇頁。さらに、神山教授は、同論文で、電話の不正使用を電子計算機使用詐欺罪で捕捉することを問題視されている。

(12) 前田雅英「電子計算機使用詐欺罪」同『最新重要判例二五〇刑法九八年版』（一九九九年）一八二頁。

(13) 米澤慶治「刑法等一部改正法の概要」ジュリスト八八九号（一九八七年）六九頁、横島祐介「コンピュータ関連犯罪に対処するための刑法一部改正の概要（三・完）」NBL三八二号（一九八七年）三四頁参照。

(14) 前田・前掲注(12)一八二頁、伊藤涉「KDDの回線にパソコンで不正信号を送った上で国際通話を行ってその通話料金の支払を免れる行為と刑法二四六条の二」判例セレクト九五（一九九六年）三六頁、奥村正雄「パソコンの不正信号送信による国際通話料金不払いと電子計算機使用詐欺罪の成否」前掲注(1)三八五頁。

(15) 神山・前掲注(11)一四〇頁。

(16) 林幹人「刑法各論」（東京大学出版会、一九九九年）二五七頁。

〔本判決の評釈〕 前田雅英「電子計算機使用詐欺罪」同『最新重要判例二五〇刑法九八年版』（一九九八年）一八二頁、神山敏雄「国際通話料金の不正免脱と電子計算機使用詐欺罪」平成七年度重要判例解説（一九九六年）一三九頁、伊藤涉「KDDの回線にパソコンで不正信号を送った国際通話を行ってその通話料金の支払いを免れる行為と刑法二四六条の二」判例セレクト九五（一九九六年）、奥村正雄「パソコンの不正信号送信による国際通話料金不払いと電子計算機使用詐欺罪」佐々木史朗編『判例経済刑法体系第三卷』（日本評論社、二〇〇〇年）三八五頁。